

カウンセリングの利用に関する説明及び同意書

2021年12月17日
弘前大学保健管理センター

弘前大学保健管理センターでは、専門のカウンセラーと医師が連携しながら学生・教職員の皆さんの支援活動にあたっています。以下に、当センターの利用に関する手続きやルールについて説明しますので、初めてご利用になる方は、よくお読みになってください。また、疑問や心配な点がありましたら、ご遠慮なくスタッフにお尋ねください。

1. カウンセリングの利用者

保健管理センターのカウンセリングを利用することができるのは、原則として弘前大学の学生・教職員です。ご家族との相談に際しては、相談者の承諾が必要になりますが、ご家族と相談する必要性が認められるものの相談者の承諾を得ることが適切ではなかったり、承諾を得る余裕がないような場合には、この限りではありません。また、学生への対応等についての教職員からの相談にも応じています。

2. 相談・支援サービスの内容

保健管理センターでは、専門のカウンセラーが、皆さんの相談内容に応じて、カウンセリングやコンサルテーション等の専門的なサービスを提供します。また、相談内容によっては、より適切な機関や窓口、教員等を紹介することもあります。カウンセリングやコンサルテーションによって、どんな悩みや問題も解決するというものではありませんが、問題解決のためのひとつのきっかけとなるよう支援します。

なお、相談時間は原則として1回60分以内です。

3. 相談内容の守秘

相談内容についての秘密は厳密に守られます。また、当センターに来所している学生・教職員の情報（来所しているかどうかの事実も含む）、個別の相談内容等については、原則として、本人の承諾なしに開示することはありません。

ただし、保健管理センターのカウンセラーはチームの一員として活動しており、センター内の他のスタッフと情報共有を行うことがあります。さらに、より適切な支援を行うために、細かな個人情報や伏せた形で他の専門家に相談の経過を報告し、アドバイスを求めることがあります。

なお、以下の場合、例外的に、本人の同意が得られなくても関係者・関係機関（家族、指導教員、警察や保健所などの行政機関、病院など）に対して、必要最小限の情報を開示することがあります。

- ・切迫した自殺の危険がある場合
- ・他者を傷つける恐れがある場合
- ・虐待の被害や加害の危険性が高い場合
- ・その他法令で定める場合

4. 利用者、スタッフの安全のために

保健管理センター内外において、他の利用者やスタッフの安全が阻害される行為や言動があった場合には、利用を制限することがあります。安全を阻害する行為の例として、以下のような行為が上げられます。

- ・威圧的・攻撃的言動、暴力行為、業務妨害的な言動
- ・つきまとい、ストーキング行為
- ・その他、利用者、スタッフの迷惑となる行為

5. 相談記録

保健管理センターは、相談の記録をとり、学籍番号や連絡先等の個人情報とあわせて保管します。相談記録と個人情報は厳密に保管されます。

なお、保管する情報は、次の形で使用することがあります。

- (1) 支援の質を向上させるため。
- (2) 当センターの運営並びにサービス向上のために、個人が特定されないよう匿名化した保有情報を、活動報告や学内活動における資料等として活用するため。
- (3) 個人が特定されないよう、匿名化した保有情報を用いて研究活動を行うため。

6. 研究活動

保健管理センターでは、相談活動の改善と支援効果の向上を図るための調査研究活動を行っています。そのため、個人が特定されないよう数値化し、匿名化した保有情報を用いて、学会や学術雑誌への研究発表を行うことがあります。ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、カウンセリングを通して得られた情報を研究活動で使用することに同意できない場合は、その旨をお伝えください。同意できない場合であってもカウンセリングを利用していただけますし、ご利用いただくにあたって、不利益を被ることはありません。

また、同意はいつでも取り消すことができます。

7. カウンセリングの予約・変更・キャンセル

カウンセリングの予約・変更・キャンセルをしたい場合は、下記受付かカウンセラーにその旨をお伝えください。また、予約した面談の日時に来所できない場合も、電話等でご連絡ください。

(連絡先一覧)

受付	電話	実施場所
保健管理センター	0172-39-3128	保健管理センター
学務部学生課	0172-39-3112	総合教育棟
医学科学務グループ	0172-39-5204	医学研究科基礎校舎

8. 紛争を生じた場合

保健管理センターの利用にあたり、国立大学法人弘前大学と利用者との間で紛争となった場合は、両者が誠実に解決に向けて協議するものとしますが、解決に至らない場合には、青森地方裁判所弘前支部又は弘前簡易裁判所を専属的かつ排他的な管轄裁判所とします。利用者がこれらの裁判所の管轄区域外に居住している場合であっても同様です。

9. ご要望の受付について

以上の1～8又は、保健管理センターにおけるカウンセリングについて疑問や心配などがありましたら、お気軽にスタッフまでお尋ねください。

上記内容について理解し、同意します。

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学籍番号 _____ 又は 職員番号 _____

利用者氏名 _____